

卒業の認定に関する方針
(大原簿記公務員専門学校小倉校)

1. 教育目的

本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、簿記会計・税務会計・情報処理・スポーツ・保健体育並びにこれらのビジネスに関する専門教育、警察官・消防官をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって関連産業に従事する有為な人材並びに社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

2. 卒業の認定

各課程・学科の修業年限に在籍し、所定の授業科目の履修を積み重ね、各課程・学科の卒業に必要な授業科目および授業時間(単位)を修得し、卒業審査に合格した者を卒業認定する。

(1) 卒業に必要な授業時間(単位)

| | |
|------------|-----------------|
| 経理本科4年制学科 | 3, 720時間(124単位) |
| 経理本科2年制学科 | 1, 860時間(62単位) |
| 経理本科1年制学科 | 930時間(31単位) |
| 国際ビジネス学科 | 800時間(40単位) |
| 公務員本科2年制学科 | 1, 700時間(62単位) |
| 公務員本科1年制学科 | 850時間(31単位) |
| スポーツ学科 | 1, 840時間(65単位) |

(2) 称号の授与

卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める所定の学科(1年制を除く)を修了した者は、「専門士」の称号を授与する。また、4年制の課程を修了した者は、「高度専門士」の称号を授与する。